

千葉県印旛健康福祉センター運営協議会運営要領

（設置の目的）

第1条 印旛健康福祉センターに、所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに印旛健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため、千葉県行政組織条例に基づき運営協議会を置く。

（名 称）

第2条 本協議会を千葉県印旛健康福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（業 務）

第3条 協議会は、印旛健康福祉センター管内の地域保健及び地域福祉並びに印旛健康福祉センターの運営に関する事項を審議する。

（組織等）

第4条 協議会は、30名以内の委員で組織する。

2 委員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）市及び町村の代表者
- （2）関係行政機関の代表者
- （3）医療関係団体の代表者
- （4）福祉関係団体の代表者
- （5）学識経験を有する者
- （6）その他の関係機関及び団体の代表者

（委員の委嘱等）

第5条 委員は、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の報酬・旅費）

第6条 委員の報酬及び旅費については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」（昭和31年9月1日条例27号）により支給する。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第9条 この要領で定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶 務)

第10条 協議会の庶務は、印旛健康福祉センター総務課において処理する。

(附則)

この要領は、昭和45年 4月 1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 9年 4月 1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成16年 9月 2日から施行する。

(附則)

この要領は、平成17年 8月25日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年 8月18日から施行する。

(附則)

この要領は、平成28年11月21日から施行する。